

西東京市民文化プラザ指定管理者候補選定委員会設置要綱

第1 設置

西東京市民文化プラザ条例（令和6年西東京市条例第12号）に規定する西東京市民文化プラザを管理運営する地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2に規定する指定管理者の候補（以下「指定候補者」という。）を公募により選定するため、西東京市民文化プラザ指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

委員会は、公募により指定候補者を選定するに当たり、次に掲げる事項について調査及び検討を行うとともに、指定候補者を選定し、その結果を市長に報告する。

- (1) 指定候補者の選定の審査基準の策定に関すること。
- (2) 指定候補者の選定の募集要項の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定候補者の選定に関し市長が特に必要と認めること。

第3 構成

委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 所管の副市長
- (2) 生活文化スポーツ部長
- (3) 企画部企画政策課長
- (4) 企画部財政課長
- (5) 生活文化スポーツ部文化振興課長
- (6) 西東京市文化芸術振興推進委員会設置要綱（平成22年5月31日付22西生文第166号市長決裁）第1に規定する西東京市文化芸術振興推進委員会の委員の代表者 1人

2 委員は、指定候補者の公募に応じる者と利害関係があってはならない。

第4 任期

委員の任期は、市長に依頼された日から第2に規定する報告をする日までとする。

第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、所管の副市長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、生活文化スポーツ部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の

決するところによる。

第7 意見の聴取

委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、資料の提出を求めることができる。

第8 委員の責務

委員は、公正かつ公平に調査及び検討を行わなければならない。

第9 禁止事項

委員は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、西東京市が公表した情報については、この限りでない。

第10 庶務

委員会の庶務は、生活文化スポーツ部文化振興課において処理する。

第11 謝金

市長は、第3第1項第6号の委員が委員会に出席したときは、当該委員に日額2,000円の謝金を支払うものとする。

第12 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。